

□■□埼玉県保険医協会 F A X 情報 □■□

(2014/9/22 今回の情報は2枚です)

生保指定申請の取扱いで周知モレ 県とさいたま市が再周知へ

1人で診療する診療所は今後の申請が不要に！

●これから届出する場合は新しい申請用紙の該当欄の「有」に○を付ける

●既に届出をした医療機関は申出書に医療機関名等を記入する

生活保護法改正に伴う指定医療機関の申請に関する、「開設者である医師（歯科医師）が1人で診療している場合等6年ごとの自動更新」の周知モレについて、協会から埼玉県とさいたま市に指摘し、改善された。

県とさいたま市は、

- ①自動更新に該当する旨のチェック欄を設けた新たな申請用紙を作成
- ②既に指定申請の届出を行っている医療機関には、自動更新の説明文書と申出書を送付
県では8月下旬より送付を開始しており、新たな申請書もホームページで公開している。
さいたま市は現在対応準備中だが、県と同様の対応を予定している。

申出の方法について -----

県・さいたま市より、以下の資料が送付される。医師、歯科医師が1人で診療している場合は、以下のように記入して提出していただきたい。

※申請の期限は来年の5月末まで。申請が受理されると、指定受理通知が送られてくる。到着を待ってからの対応で間に合うため、慌てず対応されたい。

①指定申請書を提出し、既に指定受理通知が届いている場合

⇒「自動更新」の説明文書＋「生活保護法第49条の3第4項」に該当する申出書（以下「申出書」）

※申出書に、医療機関名・住所・医療機関コードを記入して送付する。

②指定申請書は提出したが、まだ指定受理通知が届いていない場合

⇒指定受理通知＋「自動更新」の説明文書＋申出書

③まだ指定申請書を提出していない場合

⇒A) 既に手元にある旧申請用紙で申請した場合……②と同じ対応（指定受理通知を待っての対応）

B) 新たな申請用紙で申請した場合……指定受理通知のみの送付

※申請書は県または協会ホームページから入手できる

●申出書の送り先：県…県社会福祉課

さいたま市…医療機関が所在する福祉事務所（各区役所福祉課）

対象となる医療機関とは

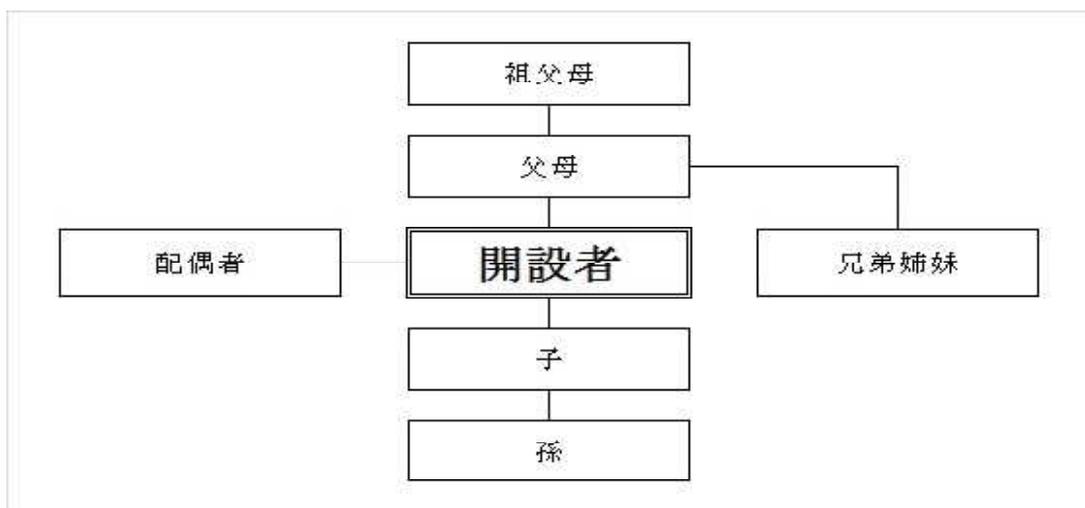
生活保護法第49条の3第4項に規定する以下のいずれかに該当する場合は、今回の法改正で必要となった6年ごとの更新の手続きが不要となり、自動更新となる。

ただし、開設者が個人であることが要件であり、法人の場合（一人医療法人含む）は該当しない。

- ① 医師、歯科医師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日から引き続き開設者である医師、歯科医師のみが診療を行っている医療機関
→個人開業で、開設者以外に勤務医がいない医療機関
※一人医療法人も「法人」のため、該当しない！
- ② 医師、歯科医師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日から引き続き開設者である医師、歯科医師、およびその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師のみが診療を行っている医療機関

※申出書に診療に従事している同一世帯の親族である医師、歯科医師の氏名を記載

※診療を行っている親族すべてが、同一の世帯に属していることが条件（下図参照）



図：埼玉県作成

●問い合わせ

埼玉県保険医協会 医科担当、歯科担当 TEL 048-824-7130

埼玉県福祉部社会福祉課 医療保護・ホームレス対策担当 TEL 048-830-3282

さいたま市福祉部保護課 管理係 TEL 048-829-1844

埼玉県保険医協会 TEL 048-824-7130 FAX 048-824-7547